

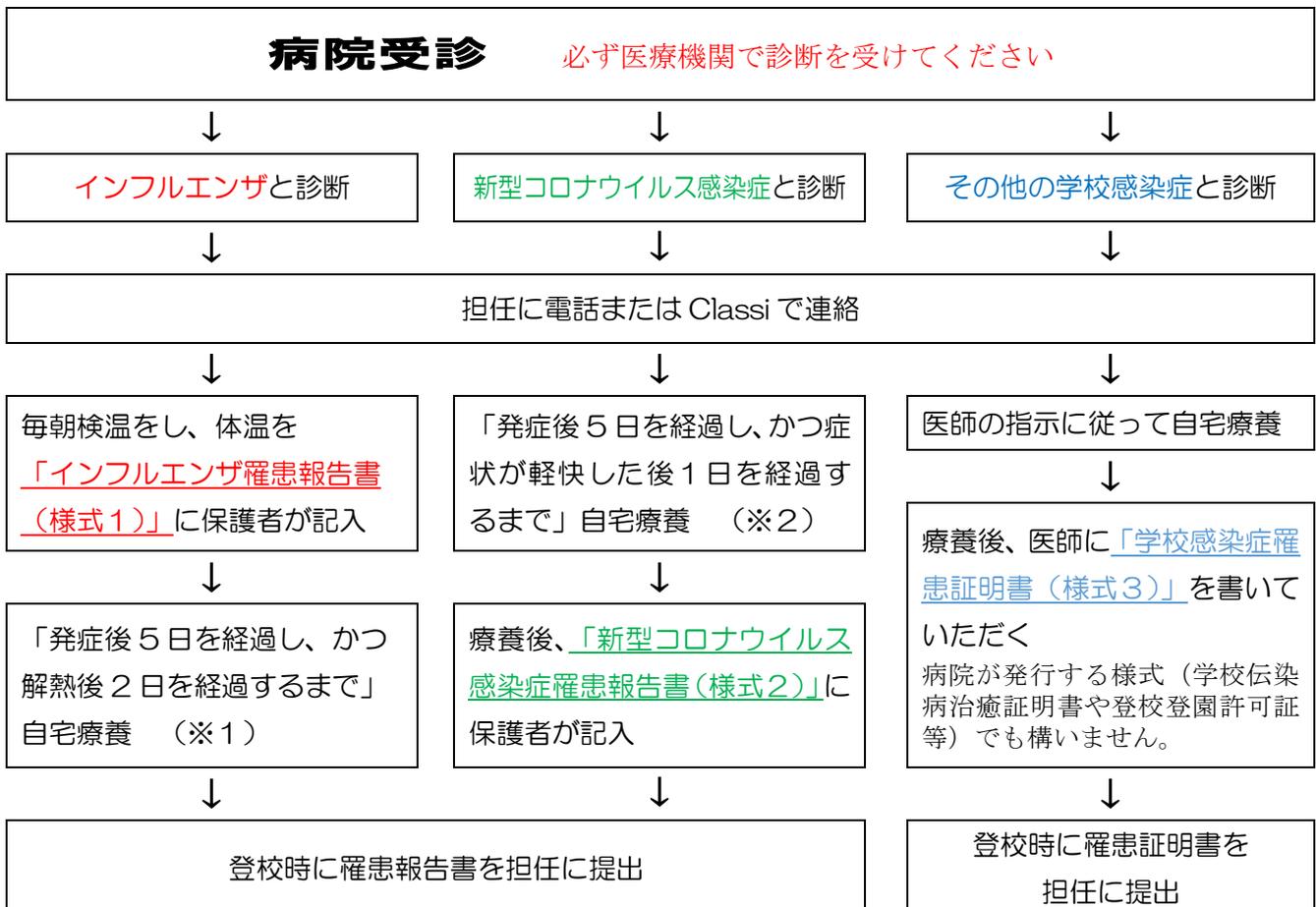
学校感染症の取り扱いについて

学校において予防すべき疾病については「学校感染症」として学校保健安全法に定められております。特に、飛沫感染をする感染症が発生すると流行が広がる可能性が高く、その予防や流行を防ぐ手段として、学校として出席停止の措置をとることが定められております。学校感染症は次の表のとおりです。

＜学校感染症の種類＞

分類	病名
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト ラッサ熱 マールブルグ熱 シフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS） 急性灰白髄炎（ポリオ） 鳥インフルエンザ（H5N1）など
第2種	インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症（2023年5月～追加） 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風しん 水痘（みずぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 結核 髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症

本校では感染症によって手続きが異なりますので次のようにしてください。



<欠席連絡について>

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症と診断された際には、「発症後 5 日を経過するまで」の日付を電話または Classi でご連絡ください。連絡していただいた日付までは、Classi の欠席連絡を毎日入れていただく必要はありません。その後、症状が軽快せずに欠席が長引く場合は、欠席する日ごとに Classi での連絡をお願いいたします。その際、備考欄に簡潔に状況を入力してください。

(※1) インフルエンザ発症 ⇒ 解熱 ⇒ 登校可能までの例

出席停止期間「発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで」

※発熱した日を発症 0 日目とする

		発症日	発症後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例 1	発症後 1 日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目 2日目		発症後 4日目 5日目		登校可能		
		出席停止								
例 2	発症後 2 日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目 2日目		発症後 5日目		登校可能		
		出席停止								
例 3	発症後 3 日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目 2日目		発症後 5日目		登校可能		
		出席停止								
例 4	発症後 4 日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目 2日目		発症後 5日目		登校可能		
		出席停止								
例 5	発症後 5 日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目 2日目		発症後 5日目		登校可能		
		出席停止								

(※2) 新型コロナウイルス感染症発症 ⇒ 症状軽快 ⇒ 登校可能までの例

出席停止期間「発症後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで」

※「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること

		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例 1	発症後 4 日目に症状軽快した場合	発症日				症状軽快	症状軽快後 1 日	登校可能		
		出席停止								
例 2	発症後 5 日目に症状軽快した場合	発症日					症状軽快	症状軽快後 1 日	登校可能	
		出席停止								
例 3	発症後 6 日目に症状軽快した場合	発症日						症状軽快	症状軽快後 1 日	登校可能
		出席停止								

学校感染症についてご不明な点等ありましたら、担任または保健室へお問い合わせください。